

交通機関の運休、気象警報・防災気象情報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

平成28年1月27日 全学教務委員会 決定
令和8年7月2日 全学教育協議会 最終改正

交通機関の運休、気象警報・防災気象情報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については、下記のとおり取り扱うものとする。

なお、この取扱いにおける各地区及びその所在地は以下とする。

地区	キャンパス	所在地
六甲台地区	鶴甲第一，鶴甲第二，六甲台第一，六甲台第二の各キャンパス	神戸市灘区鶴甲1丁目，鶴甲3丁目，六甲台町
楠地区	楠キャンパス	神戸市中央区楠町7丁目
名谷地区	名谷キャンパス	神戸市須磨区友が丘7丁目
深江地区	深江キャンパス	神戸市東灘区深江南町5丁目

記

1. 交通機関の運休の場合

各地区において、次の(1)から(4)のとおり交通機関が運休した場合は、当日のその後に予定されている授業(定期試験を含む。以下同じ。)を休講とする。

ただし、交通機関が運行を再開した場合は、次のとおり授業を実施する。

ア 午前6時までに、交通機関が運行を再開した場合は、1時限目の授業から実施する。

イ 午前10時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。

ウ 午後2時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

(1) 六甲台地区

次のア又はイのいずれかに該当する場合

ア JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））及び阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））のうち2線が同時に運休した場合

イ 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

(2) 楠地区

次のア又はイのいずれかに該当する場合

ア JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅）），阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合

イ JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)），神戸市営地下鉄（西神・山手線（谷上駅～西神中央駅））が同時に運休した場合

(3) 名谷地区

次のア又はイのいずれかに該当する場合

ア JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））及び阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合

イ 神戸市営地下鉄（西神・山手線（谷上駅～西神中央駅））が運休した場合

(4) 深江地区

JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅）），阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合

2. 気象警報又は警戒レベル4若しくは5相当の防災気象情報が発表された場合

(1) 気象警報等が発表された場合

次のいずれかの地域を対象区域に含んで警報（暴風，大雪，暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合は，当該地区において，当日のその後に予定されている授業を休講とする。

ア 神戸市灘区 六甲台地区

イ 神戸市中央区 楠地区

ウ 神戸市須磨区 名谷地区

エ 神戸市東灘区 深江地区

(2) 警戒レベル4相当又は5相当の防災気象情報が発表された場合

警戒レベル4相当又は警戒レベル5相当の防災気象情報が，キャンパスの所在地又は当該所在地を含む区域を対象として発表された場合は，当該キャンパスが属する地区全体について，当日のその後に予定されている授業を休講とする。

ただし，気象警報が解除され，及び当該防災気象情報が警戒レベル4相当以上に該当しない状態となった場合は，次のとおり授業を実施する。

ア 午前6時までに，気象警報が解除され，及び当該防災気象情報が警戒レベル4相当以上に該当しない状態となった場合は，1時限目の授業から実施する。

イ 午前10時までに，気象警報が解除され，及び当該防災気象情報が警戒レベル4相当以上に該当しない状態となった場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。

ウ 午後2時までに，気象警報が解除され，及び当該防災気象情報が警戒レベル4相当以上に該当しない状態となった場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

3. 避難指示又は緊急安全確保が発令された場合

キャンパスの所在地又は当該所在地を含む区域に避難指示（警戒レベル4）又は緊急安全確保（警戒レベル5）が発令された場合は，当該キャンパスが属する地区全体について，当日のその後に予定されている全ての授業を休講とする。

ただし，避難指示及び緊急安全確保が解除された場合は，次のとおり授業を実施する。

ア 午前6時までに，避難指示及び緊急安全確保が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。

イ 午前10時までに，避難指示及び緊急安全確保が解除された場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。

ウ 午後2時までに，避難指示及び緊急安全確保が解除された場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

4. 休講措置の特例

上記1～3の場合にかかわらず，授業開講部局の長が，学生の安全確保のため必要があると判断した場合は，当該部局の授業について，休講等の措置をとることがある。

5. 情報の確認及び休講等の周知方法

気象警報・防災気象情報の発表及び解除，避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は，気象庁，神戸市その他関係機関・自治体が公表する情報による。ただし，交通機関の運休，気象警報・防災気象情報の発表又は避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合，休講等の措置を，学内掲示板，うりぼーネット，各部局のホームページ等により，あらかじめ周知する。

（注）1. 交通機関の運休とは，事故，気象現象，地震，その他の理由により交通機関が運行休止となる場合をいう。

2. 演習又は研究指導等の少人数の授業については，授業を行うことがある。ただし，避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。

3. このほか，必要な事項は各部局において別に定める。

4. この取扱い，対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用する。

5. この取扱いは，令和8年7月2日から適用する。

【参考】警戒レベルに対応した気象警報・注意報・防災気象情報

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	休講対象
警戒レベル 5 相当	レベル 5 氾濫特別警報	レベル 5 大雨特別警報	レベル 5 土砂災害特別警報	レベル 5 高潮特別警報	
警戒レベル 4 相当	レベル 4 氾濫危険警報	レベル 4 大雨危険警報	レベル 4 土砂災害危険警報	レベル 4 高潮危険警報	
警戒レベル 3 相当	レベル 3 氾濫警報	レベル 3 大雨警報	レベル 3 土砂災害警報	レベル 3 高潮警報	
警戒レベル 2 相当	レベル 2 氾濫注意報	レベル 2 大雨注意報	レベル 2 土砂災害注意報	レベル 2 高潮注意報	
警戒レベル 1 相当	早期注意情報				

特別警報	暴風，波浪，大雪，暴風雪		休講対象
警報	暴風，大雪，暴風雪		
	波浪		